

山形県体育館・武道館の利用再開について

4月1日から緊急事態宣言に伴い施設を臨時休業として
おりましたが、

4月26日（月）午前9：00～

利用を再開いたします。

※政府の「まん延防止等重点措置」の実施区域に指定されてい
る方はご利用出来ません。

指定管理者：公益財団法人 山形市スポーツ協会